都市計画区域	用途地域	容 積 率 建 ^゚ イ率 (%)		壁面後退 (外壁面から敷 地境界線・道路境 界線までの距離)	絶対高さ	北側斜線立ち上	隣地斜線 道道立ち上	道路斜線	日影規制			高度地区	建築基準	
						がり	がり料線勾配	斜線勾配	対象建築物	平均地盤 面からの 高さ	敷地境 らの 10m以内	界線か 距離 10m超	景観地区 風致地区 防火·準防火 区域 建築協定区域	法第22条 区域
市街化区域	第一種低層 住居専用地域	80/ 50 100/ 60	O.4 (x100%)	1.0 m	10m	5 m 1.25	_		軒高>7 m 階数≧ 3	1.5 m	3 時間	2 時間	高度地区 景観地区 防火·準防火 区域 建築協定	
	第一種中高層住專	200/ 60		_	_	_		1.25			4 時間	2.5時間		
	第二種中高層住専	200/ 60		_	_	_	20m		建築物					
	第一種住居地域	200/ 60		_	_	_	1.25			4.0m			区域	市街化区域 (飛び地の
	第二種住居地域	200/ 60		_	_	_					5 時間	3 時間		工業専用地 域及び旧安 土町地域を 除く)
	近隣商業地域	200/ 80	0.6 (x100%)	_	_	_	31 m 2.5							
	商業地域	400/ 80		_	_	_		1.5	_	備考				
	商業地域	500/ 80		_	_	_			_	基準緯度(近江八幡市) 35°30′			景観計画 区域	
	準工業地域	200/ 60		_	_	_			_				指定有り	
	工業地域	200/ 60		_	_	_			_					
	工業専用地域	200/ 60		_	_	_			_					
市街化調整区域		200/70 *都計法 4 1 条 制限区域有り	O.4 (x100%)	- *都計法 4 1 条制限区域 有り		_	20 m 1.25		_				風 致 地 区 箕作山風致 地区	_

^{*}都市計画法41条制限:建ペイ率60% 容積率100% 壁面後退1m 絶対高さ10m

^{*}地区計画区域内:「近江八幡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」による